

大石田町職員の処分について（公表資料）

令和8年3月30日

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1. 公金の不適正な処理事案に係る処分（処分年月日：令和8年3月30日）

<当事者>

課長職級職員（60歳代・男性）	戒告	（元所属課）
課長職級職員（60歳代・男性）	戒告	（元所属課）
課長職級職員（50歳代・男性）	戒告	（所属課）
主幹職級職員（50歳代・男性）	戒告	（元所属課）

【事案の概要】

令和5年9月、大石田町交流センター窓口にて執り行う貸館業務において、納入された施設使用料等の不適切な取り扱い・保管によって、令和3年10月から令和5年3月までの間に、使用料等625,590円の所在が不明であることが発覚した。

本事案は、施設使用料等の支払いがあった場合、町財務規則に基づき、特別の場合を除き翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないのであるが、入金事務を怠り不適切な公金管理の結果、使用料等の紛失を発生させる要因をつくったものである。

2. 再発防止策

全職員に対し、公金の適正な取扱い・保管、法令遵守及び服務規律の確保について改めて指示しコンプライアンスの徹底に努めるとともに、公金取扱いの環境整備を図っていく。

（問い合わせ先）

大石田町総務課総務グループ